

日本では在留資格「特定技能」により 空港グランドハンドリング業務で働くことができます

特定技能とは、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる方を受入れる制度です



	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	上限5年 (更新は1年・6ヶ月・4ヶ月ごと)	上限なし (更新は3年・1年・6ヶ月ごと)
技能水準	試験等で確認	試験等で確認
日本語能力水準	試験等で確認	試験等で確認は不要
家族の帯同可否	不可	要件を満たせば可能 (配偶者・子)
受け入れ機関、または登録支援機関による支援	対象	対象外

※特定技能1号を取得し、業務経験を積む中で熟練した技能が認められ2号を取得できることで原則、在留期間に上限なく業務を続けることも可能です。(要件を満たせば家族帯同も可能)

空港グランドハンドリングの主な業務内容



①航空機地上走行支援

合図を出しながら航空機の駐機場へ機体を誘導したり移動させるお仕事



②手荷物・貨物取扱

お客様の荷物や貨物の仕分け作業、コンテナへの積み込みを行うお仕事



③手荷物・貨物航空機搭降載

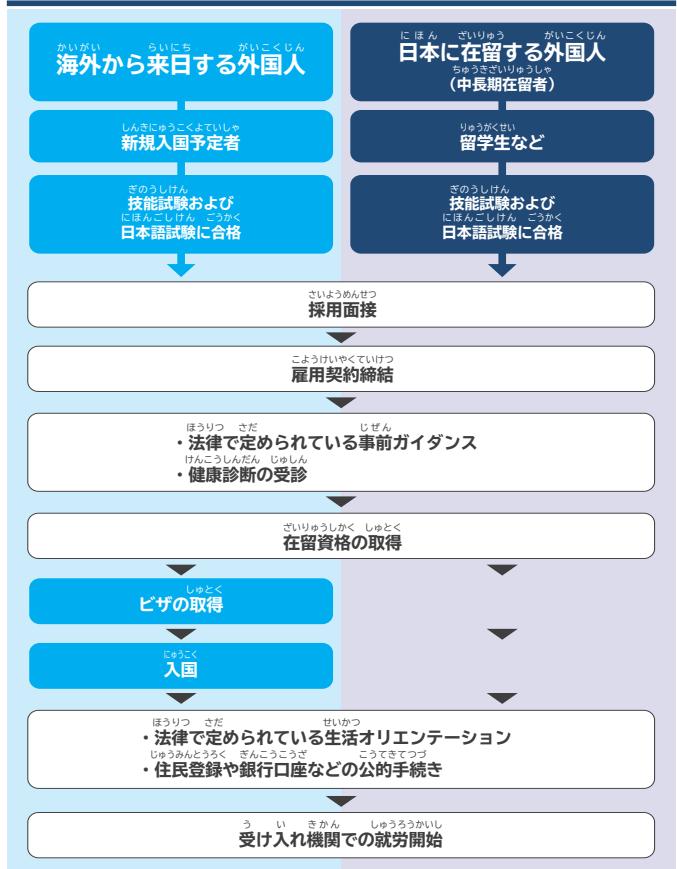
まとめた手荷物や貨物を航空機へ移送・搭載するお仕事



④航空機内外清掃整備

航空機内の清掃や、機体の洗浄、機内の用品補充を行うお仕事

試験合格から就業するまでの流れ



特定技能制度に関するよくある質問

Q&A

Q1

特定技能試験をうけたいが、日程はわからない。どこでわかりますか。

A

出入国在留管理庁のホームページや日本航空技術協会のホームページ (<https://exam.jaea.or.jp/>) に、試験関連の情報が掲載されています。

Q2

特定技能の在留資格を取得するためにはどうすればいいですか？

A

一般的な順序としては、希望の業種の技能試験をうけて合格し、日本語能力試験N4以上の試験をうけて合格し、特定技能外国人をうけいれてくれる企業をさがすことになります。

Q3

帰国した留学生が特定技能1号になりますか？

A

帰国していたとしても、なれます。ただし、働きたい分野（業種）の技能試験と日本語試験（日本語能力試験N4または国際交流基金日本語基礎テスト）に合格している必要があります。

Q4

特定技能1号は、日本滞在できる期間が最大5年間ですが、5年が終わって、ひきつづき日本にいたい場合はどうすればいいでしょうか？

A

日本人と結婚したり、その他の在留資格の基準を満たして在留資格の変更をする場合を除いては、基本的には帰国することになります。特定技能においては、2号の試験に合格することで、日本に滞在できる期間の上限が無くなります。

Q5

海外に住んでいますが応募できますか？試験を受けるために、ビザがもらえますか？

A

応募できます。日本へ短期滞在ビザで来日して試験を受けることもできます。

特定技能制度で企業から受けられる支援

特定技能制度では会社から日本で生活したり、働くときに様々なサポートを受けることができます

1

日本に来る時、国に帰る時の送り迎え
日本に来る時には、会社の人が空港まで迎えに来て、会社や家まで送ってくれます。
また、あなたの国に帰る時には、会社の人が空港のセキュリティチェックまで付き添ってくれます。

2

住む家の準備・電気やガスの契約のサポート
会社の人が住む家の保証人になってくれたり、会社の家（社宅）を貸してくれます。
また、銀行の口座を作ったり、
携帯電話や、電気・ガスの契約を手伝ってくれます。

3

生活のためのオリエンテーション
会社の人が日本のルールやマナーを教えてくれます。また、バスや電車の乗り方、地震などが起きた時どうしたらいいか教えてくれます。

4

市役所の手続などへの付き添い
会社の人が市役所や税金などの手続に付き添ってくれます。
また、手続の書類を書く時も手伝ってくれます。

5

日本語の勉強のサポート
会社の人が日本語を勉強するための学校の案内などをしてくれます。

6

相談・苦情などのミーティング
困ったことがあつたら、あなたの国の言葉で、
相談をすることができ、アドバイスがもらえます。

7

日本人とのコミュニケーション
会社の人が、近くのお祭りにいく案内をしてくれたり、
近くの日本人とお話しする機会を作ってくれます。

8

ミーティング(3か月に1回より多い)
会社のサポートのリーダーと定期的にミーティングもします。
もし仕事の問題があれば相談することができます。